

## ◆局所排気装置はなぜ必要か

---

### 法律的に何か規制があるの？

有毒、有害なものを扱うときは

#### 労働安全衛生法第二十二條

「事業者は、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講じなければならない」と定められています。

局所排気装置の設置により、危険・健康障害を防ぐことが必要となります。

### 局所排気装置の設置義務はあるの？

#### 局所排気装置の設置を義務付ける法令

特定化学物質障害予防規則第三,四,五條および有機溶剤中毒予防規則第五條において特定化学物質、有機溶剤を取り扱う場合には局所排気装置等の設置が義務付けられています。

また排気についても、労働安全衛生規則において、「事業者は有害物を含む排気を排出する局所排気装置その他の設備については、当該有害物の種類に応じて、吸収、燃焼、集じんその他の有効な方式による排ガス処理装置を設けなければならない。」となっています。

近年では、大学・研究所等では規制や基準値に関わらず局所排気装置を設置の際には、排ガス処理装置を設置する傾向が見られます。

## ◆局所排気装置の制御風速

---

局所排気装置の性能(制御風速)は下記法律により定められております。

### 有機溶剤中毒予防規則

#### 局所排気装置の設置について

有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

#### 局所排気装置の性能について

囲い式フードの場合 制御風速 0.4m/s を出しえる能力を有するものでなければならない

### 特定化学物質障害予防規則

#### 局所排気装置の設置について

特定化学物質を扱う場所にはガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

#### 局所排気装置の性能について

五 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること

ガス状の場合 制御風速 0.5m/s、粒子状の場合 制御風速 1.0m/sを出しえる能力を有するものでなければならない